

平成十四年七月三十一日 (水曜日)

号外第七十七号

目 次

公安委員会

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する規則の

部を改正する規則...... (警務教養課) ... |

## 公 安 委 員

こに公布する。 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する規則の一部を改正する規則をこ

平成十四年七月三十一日

青絑県公安委員会委員長 橋 本 昭

青森県公安委員会規則第十一号

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する規則の一部を改正する規則

安委員会規則第六号) の一部を次のように改正する 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する規則 (昭和六十年十月青森県公

定医療機関等」に改め、同条の次に次の二条を加える。 必要な診療の補助の事業を行う者をいう。以下同じ。)」に、 第四条の見出し中「医療機関」を「医療機関等」に改め、同条中「又は診療所」 診療所、薬局又は訪問看護事業者 (居宅を訪問することによる療養上の世話又は 「指定医療機関」を「指 を

(

1

第四条の二(令第七条の二第一項第二号の規定を準用する本部長が定める施設は、

次

護老人ホーム 老人福祉法 (昭和三十八年法律第百三十三号) 第二十条の五に規定する特別養 の各号に掲げる施設とする。

- 一原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成六年法律第百十七号)第三十 な養護を行う施設に限る。 要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な被爆者を入所させ、必要 九条に規定する施設 (身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必
- を入所させ、必要な介護を提供する施設に限る。 時介護を要する状態にあり、かつ、居宅において介護を受けることが困難なもの に規定する被災労働者の受ける介護の援護を図るために必要な事業に係る施設 (同法に基づく年金たる保険給付を受ける権利を有する被災労働者であつて、常 労働者災害補償保険法 (昭和二十二年法律第五十号) 第二十三条第一項第二号

(休業給付を行わない期間)

第四条の三 令第十三条の規定を準用する本部長が定める期間は、 期間とする。 次の各号に掲げる

- おける当該少年院を含む。) に拘置されている期間、 条の規定による監置の裁判の執行のため監置場に留置されている期間 間又は法廷等の秩序維持に関する法律 に拘置されている期間、 百六十八号) 第五十六条第三項の規定により少年院において刑を執行する場合に 懲役、禁錮若しくは拘留の刑の執行のため監獄 (少年法 (昭和二十三年法律第 労役場留置の言渡しを受けて労役場に留置されている期 (昭和二十七年法律第二百八十六号) 第二 死刑の言渡しを受けて監獄
- || 少年法第二十四条の規定による保護処分として少年院若しくは児童自立支援施 設に送致され、収容されている期間又は売春防止法 (昭和三十一年法律第百十八

)。 号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加え第五条第一項中「指定医療機関」を「指定医療機関等」に改め、同項中第六号を第一号) 第十七条の規定による補導処分として婦人補導院に収容されている期間

三 介護給付請求書 (別記様式第四号の二)

項の次に次の一項を加える。同条第二項第二号中「続き柄」を「続柄」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一め、同項第四号中「書類」の下に「その他の資料」を加え、同項を同条第四項とし、第五条第四項を同条第五項とし、同条第三項第二号イ中「続き柄」を「続柄」に改

る書類の添付を、それぞれ省略することができる。 一号に掲げる書類の添付を、介護に従事した者に変更がないときは、第三号に掲げ二回目以後の請求書を提出する場合は、介護を要する状態に変更がないときは、第2 介護給付請求書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。ただし、第

額を証明する書類は、介護を受けた年月日及び時間並びに当該介護に要する費用として支出されたは、介護を受けた年月日及び時間並びに当該介護に要する費用として支出された二(令第七条の二第二項第一号又は同項第三号の規定の適用を受けようとするとき)(常時又は随時介護を要する状態にあることを示す医師等の証明書又はその写し)

は、親族又はこれに準ずる者から介護を受けたことを示す書類三の第七条の二第二項第二号又は同項第四号の規定の摘用を受けようとするとき

青

森

同条第三項とする。第五号中「書類」の下に「及び資料」を加え、同項を同条第二項とし、同条第四項をに「及び資料」を加え、同項第二号中「続き柄」を「続柄」に改め、同項第四号及び第七条第二項を削り、同条第三項各号列記以外の部分中「各号に掲げる書類」の下

第九条第一項中「第七条第四項」を「第七条第三項」に改める。

第十条第二項中「書類」の下に「及び資料」を加える。

五号の次に次の一号を加える。「協力援助者」を「障害給付年金を受ける権利を有する協力援助者」に改め、同項第を有する協力援助者」に、「続き柄」を「続柄」に改め、同項第三号及び第四号中る協力援助者」に改め、同項第二号中「協力援助者」を「障害給付年金を受ける権利を有す第十三条の二第二項第一号中「協力援助者」を「障害給付年金を受ける権利を有す

請求をしていなかつたときは、その者が当該請求を行うものとした場合に必要な六 障害給付年金を受ける権利を有する協力援助者が死亡前に第七条の規定による

書類その他の資料

加える。 第十九条第三項中「書類」の下に「その他の資料」を加え、同条の次に次の一条を

て、書面によりその旨を速やかに本部長に届け出るものとする。 する状態のいずれにも該当しなくなつた場合には、その事実を証明する資料を添え第十九条の二 介護給付を受けている者は、常時介護を要する状態又は随時介護を要

別記様式第三号の⑴中第二十一条第一項第七号中「続き柄」を「続柄」に改める。

看護婦 年 年 訪問看護 付添婦 回 回 で ま に 日から 内訳は 者の証明」欄記入のとおり 年 釬 Г 12 四二二 Ш 田 訪問看護事業 (看護師の資格) 有 無 日まる 日から 四盟 に を

次のように加える。 (3)又は(4)」 改め、同様式の(1の注の6を同注の1とし、同注の3中「ごひいては」の次に「、 雰囲薔薔の6とし、同注の4を同注の5とし、同注の3中「ごひいては」の次に「、 雰囲薔薔の6とし、同注の4を同注の5とし、同注の3中「ごひいては」の次に「、 雰囲薔薔のように加える。

1」に改め、同様式の⑷として次の様式を加える。 2 宋改本記載し及び毎日することにおえて、鯛的することができる。

(4)

<b>※</b> 1	2 清	<b>方問</b> 表	看護事業者の		(患者氏名)										
傷症	5名			<u> </u>			(訪問看護期間)								
傷症	ちの経	圣過					年 月 日から						<b>,</b>		
							年 月 日まで						ş	į	
							訪問看護の回数 回							口	
基、保健師、看護師、理学療法士、								指示年月日 年 月							
				:于凉亿1	- `		主治医への直近報告年月日 年						月	目	
療								訪問日							
養		円×回円						1	2	3	4	5	6	7	
費	準君	<b>手護</b> 的	币			,	* 8	8	9	10	11	12	13	14	
			円×	回		円		15	16	17	18	19	20	21	
管		理	初日			円		22	23	24	25	26	27	28	
療	養	費	2回目以陷	日		円		29	30	31					
情	報 提	供					提供した情報の概要								
療	養	費				円	情報提供先の市町村名								
ター	ミナル	ケア				円	(備考)								
療	養	費	死亡年月日	年	月	日									
合		計				円									
訪問	問看記	隻を打	旨示した医療	様関の名	お称及で	が主治医	医の氏	名							
	医療機関の名称														
	主治医氏名														
上記の事項は事実と相違ないことを証明しま															
		歪	<b>声</b> 月	日			<b>一所在地</b>								
				訪問看證	事業者	≦の ≺	名		称						
							し代	表者氏	名						<b>(1)</b>

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

青

別記様式第四号中「添付する書類名」を「添付する書類その他の資料名」に、

改め、同様式の注の5を同注の6とし、同注の4中「⊪繙」を「屬乴」に改め、同4 別記様式第四号の次に次の様式を加える。 特定期間にある子 氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。  $\forall$ 4  $\succ$  $\succ$  $\succ$ 田 田 田 を に

を同注の5とし、同注の3を同注の4とし、同注の2中「診断⊪」の次に「の問勳刪

## 別記様式第4号の2 (第5条関係)

介護給付請求書

											請求	マラス		第		回
		主术旧楼片	: 나는# F	EL		請	水	年月	3			年	月		日	
		青森県警察	<b>季</b> 都長	殿				水者) 所								
下記のとおり介護給付を請求します。 住 氏																<b>(1)</b>
1		援助者														
	住氏									(		年	,	月	日:	生)
2	負傷	又は発病の	9年月日							年		月		日		
3		ている年金						4	年金	<b>全証明</b>	の番号	<u>.</u> 7				
		病給付年金 害給付年金			k第 k第	号 号						第				号(
5				———— 程度並びに	当該	障害	に	6	介部	隻を要	するり					
佯	半う日	常生活の状	:說								常時之随時之					
		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·														
7 ₃±	請求	対象年月	月日	介護に要する費用として支出した額			親族 受け	等なたり	<b>いら介</b> 日の有	護を無	請	. 3	求	月	額	
請求内容		年	月				円		有		無					円
容		年	月				円		有		無					円
8		を受けた場	易所													
		院・施設等									)					
_	——	院(入所) ————	期間		年 <del></del> -			月	$\sim$			年 ——		月 ——	F	
9		氏	名	請求者と続柄又は		請	求	者	が	介	護を	受	け	た	期	間
親力	族 等						年		月	ŀ	∃ ~	年	<u>.                                    </u>	月		日
	介護						年		月		∃ ~	年	Ē	月		日
ļ	<b>逆</b> 事						年		月		∃ ~	<del>年</del>	<u>.                                    </u>	月		日
し	た者						年		月		∃~	<u></u> 年	<u>.</u>	月		日
10	介護	給付請求金 	·額													
11	添付 )資料	する書類そ 名	- ,—													
<b>※</b> 5	を理 年	月	H *	決定年	]	R	<b>※</b> 支	払年	i	月	H	※決	定金	え額		円

- 1 ※印の欄には記入しないこと。該当する□に ✓ を記入すること。 2 氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。 3 「5 障害の部位及びその程度並びに当該障害に伴う日常生活の状態」の欄については、第1回日の請求を行う場合及び第2回目以降の請求において介護を要する状態に変更があつた場合にのみ記入することとし、記入事項が添付する医師等の証明書又はその写しの記載事項と同じであるときは「証明書のとおり」と記入すること
  - る医師等の証明書文はその与しの記載事項と同してあるとさは「証明書のとおり」と記入すること。 4 この請求書には、常時又は随時介護を要する状態にあることを示す医師等の証明書又はその写しその他必要な書類を添付すること。ただし、第2回目以降の請求において介護を要する状態に変更がない場合は、医師等の証明書又はその写しを添付しなくてもよい。 5 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

別記様式第五号中「添付する書類名」を「添付する書類その他の資料名」に、

	Į,	Œ	>	特定期間にある子
	Ξ	Ш	>	4
	ŧ		>	7 4
	Ē	В	-	Ŋ
				別記様式第八号中
		1の次に2として次に1代えて、圏的するに	氏名を記載し及び捕田することに代えて、	2 氏名や記載し及び描印することに代えて、署名することができる。
を	の市の噺型的」に改め、	を「添付する書類その他の資料名」	添付する書類名」:	別記様式第七号中「澇寸する빠猫的」
Ż i	署名することができる。	に代えて、署名するに	1.7	12
孙	司注の1の次に2として次のように加える。	司注の1の次に2とし		―――――――――――――――――――――――――――――――――――――
	- 1	Ш	<b>&gt;</b>	特定期間にある子
	Ξ	33	>	+
	_			<b>"</b>
	· を	<b>3</b> 3	>	子
				7. 別記様式第六号中
改	「代えて、蝿かずめことがでずめ。	に代えて、蝿心するに同注の1の次に2と-	1.1	2 円的や記載し及び描印すること改め、同様式の注の2を同注の3とし、
	_			
	١	Œ	>	特定期間にある子
	Ē	田	<b>&gt;</b>	4
	_			<b>"</b>
	を	ⅎ	>	4
う				7

うに加える。改め、同様式の注中4を5とし、3を4とし、2を3とし、1の次に2として次のよ

2 氏名を記載し及び排印することに代えて、署名することができる。別記様式第九号中

障害給付一時金

\_ \_ \_ を

障害給付一時金分 護給 付

<u>田</u>田

改める。

別記様式第十号中「添付する書類名」を「添付する書類その他の資料名」に、

4

 $\succ$ 

田

を

を同注の3とし、同注の1の次に2として次のように加える。て、同3を同注の4とし、同注の2中「診断⊪」の次に「のご嫐⊪溢」を加え、同2改め、同様式の注の4を同注の5とし、同注の3中「⊪鑑」の次に「汉び噂挙」を加

	-	7	-	7
特定期間にある子	子		子	
>	$\forall$		>	
<b>3</b>	円		В	
i Į	=	_	を	

改め、同様式の注の5を同注の6とし、同注の4中「⊪鑑」の次に「刄び´´´´賞」を加

「の記典場」を加え、同2を同注の3とし、同注の1の次に2として次のように加「の記典場」を加え、同2を同注の3とし、同注の1の次に2として次のように加え、同4を同注の5とし、同注の3を同注の4とし、同注の2中「渉弊⊪」の次に

特定期間にある子	子		4
<b>&gt;</b>	<b>&gt;</b>		<b>&gt;</b>
H	В		В
_  -	=	_	を

改め、同様式の注中3を4とし、2を3とし、1の次に2として次のように加える。

2 氏名を記載し及び揖印することに代えて、署名することができる。別記様式第十三号を次のように改める。

別記樣式第13号 削除

0、1を2とし、2の次に3として次のように加える。別記様式第十四号中「(囲氏の臼鱗や猫4mm。)」を削り、同様式の注中2を4と

別記様式第十四号の注に1として次のように加える。

青

I 金融機関を届け出る場合には、あらかじめ給付を実施する者に相談のうえ届け出ること。

別記様式第十五号中「(国出の印饌を描すいた。)」を削り

		_		_
	垂			
画	妣		画	
EE			EE	
M			ME	
描			描	
併			併	
田			且	
Ш			Ш	
併			併	
汩			田	
Ш			Ш	
_	に	_	- を	

2 囲圧者は、牙名を記載し及び毎日することに代えて、蝿むすることがでする。改め、同様式の注中3を4とし、2を3とし、1の次に2として次のように加える。

別記樣式第十六号中

受給権者の住所 受給権者の住所  $\mathbb{H}$  $\mathbb{H}$ 幯 幯 (表 (悪) (表 # # ቯ 浥 徭 徭 (a) (2)  $\widehat{\phantom{a}}$ 巾 巾 に ĺĆ を を に を

|冊」に改め、同5を同注意事項の4とし、同注意事項の6中「部入場」を「部場場4の4の4のア中「隣した」を「隣すめ田兵廠の郷密の3円31日が勝了した」に改め、同4を同注意事項の3とし、同注意事項の5中「囲用)の2とし、同注意事項の2とし、同注意事項の2とし、同注意事項の2とし、同注意事項の2とし、同注意事項の2とし、同注意事項の2を削り、同注意事項の3中「3月、6月、9月」を「2

「」に改め、同6を同注意事項の5とし、同様式中」

7 あらかじめ、実施機関からその必要がないと通知された場合を除き、毎 や

(4)

6 あらかじめ、実施機関からその必要がないと通知された場合を除き、毎 リ

ののの別のオ中「解した」を「解する田足務の駒刻の3円3円1円が淡了した」に改め、同多を同注意事項の8とし、同注意事項の9中「∑」を「T型の描ununun」に改め、同9を同注意事項の8とし、同注意事項の9中「∑」をで「T030」に、「収め、同9を同注意事項の7とし、同注意事項の9中「∑」をを「T030」に、「収め、同8を同注意事項の7とし、同注意事項の9中「∑」をを「T030」に改め、同8を同注意事項の80別のオ中「解した」を「解する田足務の駒刻の3円3

し、2を3とし、1の次に2として次のように加える。 別記様式第十八号中「(画氏の臼瞵や猫4mm。)」を削り、同様式の注中3を4と

県

報

森

青

- 2 氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。 3 氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。

の3とし、同注の1の次に2として次のように加える。3を同注の4とし、同注の2中「診断⊪」の次に「のご舞帰帰」を加え、同2を同注同様式の注の4を同注の5とし、同注の3中「⊪灎」の次に「汉び臧莽」を加え、同別記様式第二十号中「涿斗すみ⊪瀟水」を「涿斗すみ⊪瀟水の彦の臧莽水」に改め、別記様式第二十号中「涿斗すみ⊪瀟水」を「涿斗すみ⊪瀟水の彦の臧莽水」に改め、

2 氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる

の書類的」を「添付する書類その使の資料的」に改め、同様式の注中3を4とし、2の書類的」を「添付する書類その使の資料的」に、「添付する書類では、「添付する書類では、「添付する書類では、「添付する書類では、

を3とし、

1の次に2として次のように加える。

- て次のように加える。 2 兄が体記載し及び揺引することにてえれて、鰡がすることができる。 2 兄が体記載し及び揺引することに代えて、鰡がすることができる。
- . 「3 請求者が選択する障害給付年金前払一時金の額」の欄については、請求者が選択する に√印を記入すること。
- 「5 障害給付年金前払一時金の申出を行つた月までの期間に係る障害給付年金の額の合計額」及び「6 障害給付年金の支給決定に関する通知を受けた年月日」の欄には、障害給付年金の最初の支払に先立つて申し出る場合は記入しないこと。

別記様式第二十四号の三の注の1の次に2として次のように加える。

2 氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる

別記様式第二十四号の四を次のように改める。

## 別記様式第24号の4 (第13条の2関係)

遺族給付年金前払一時金請求書

								請求年月日 年 月 日						日
		ŧ	<b>「森</b> 」	<b>県警察</b>	本部長	殿		請求者	f (化 所	专表为	-)			
	次σ	ンと	おり	遺族絲	计年金的	前払一時	金	氏 名 ④						<b>(</b>
を請求します。							協続	力援柄又	助者は関係	との 係				
1 請求者(代表者)が選択する遺族 給付年金前払一時金の額								□ 1,000 倍 □ 800 倍 に相当する 総付基礎額の □ 600 倍 □ 400 倍 額 □ 200 倍						iする
2 遺族給付年金前払一時金の請求額							(給付 円	基礎 ×		·× - (請求	 c者の数	=	円	
3 遺族給付年金前払一時金の請求額 の合計額								(2の	請求	額) 円×	(請求	者の数)	=	円
4 遺族給付年金前払一時金の申出を 行つた月までの期間に係る遺族給付							年		月分;	から	年	月分	まで	
	の教	預の	合計額	三三二	退跌和′							円		
5 遺族給付年金の支払決定に関する 通知を受けた年月日										年	Ē	月	日	
(十	(代表者の氏名) を代表者として、遺族給付年									か請	求及7	ド受領を	·委任 ]	ます。
				住	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	所			氏		名	<del></del>	<u>ニニニ</u>	
請习	<b></b>										1			
	司順							•						
位才	ž I							1						
				r							<u> </u>	<u> </u>		
6	銀		行	振込角	<b>亡金融機</b>	関名 銀行		支店	預	法人	機関	又は役界	畿の名利	尓
送金	1	37		口座の	記号番	<b></b>			金	(個	人名	義の場合	合は記え	入
希	筮   振 込 み <del>  </del>						ı	名	不要	です	。)			
望の	 送		金		に 以 巫				義	(7	リガ	ナ)		
場合	小	切の	手		<del></del>	銀行		支店	者名			,		1
-		<i>(</i> )	他		<b>*</b>			\v/ ++1	L	氏	名	\ <b>*</b>	· / 4×=	
<b>*</b> 5	受理 年		月	日	※決定	月	日	※支払		月	日	※決定	. 金 観	円

- 注 1 請求者は、※印の欄には記入しないこと。該当する□に ✓ を記入すること。
  - 2 氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
  - 3 「1 請求者(代表者)が選択する遺族給付年金前払一時金の額」の欄については、請求者(代表者)が選択する□に ✓ 印を記入すること。
  - 4 「4 遺族給付年金前払一時金の申出を行つた月までの期間に係る障害給付年金の額の合計額」及び「5 遺族給付年金の支払決定に関する通知を受けた年月日」の欄には、遺族給付年金の最初の支払に先立つて申し出る場合は記入しないこと。
  - 5 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 縦長とする。

県

別記様式第二十九号の裏を次のように改める。

報告者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。

報

青

森

別記様式第二十五号中「湧介中の鵬鑑か」を「湧介中の鵬鑑かの倍の澱类が」に改め、同様式の注中4を5とし、3を4とし、2を3とし、1の次に2として次のように加える。

- 別記様式第二十六号の注中2を3とし、1の次に2として次のように加える。2 毋輩母兵、兄的を記載し及び描日する口とに代えて、鰡的する口とができる。
- 2 申請費は、宋允を記載し及び推印することに代えて、婚名することができる。別記様式第二十七号中「※今する書簿化」を「※今する書簿やの街の資料化」に改め、同様式の注中5を6とし、4を5とし、3を4とし、2を3とし、1の次に2として次のように加える。

析

¥													XH	1	
本年度までの累計													拉	∞	
<i>ال</i> الله	1	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	一年	年	槟	
奥と		月	月	Ħ	月	月	Ħ	月	月	月	H	月	月 月		
<del>-</del>		П	Ш	Ш	Ш.	Ш	Ш	Ш	Ш	Ш	Ш	Ш	Ш	兼	·
l													ш		
ш	Ш	ш	ш	ш	Ш	Ш	ш	Ш	ш	ш	ш	ш	数	裕	
													金		
								77				ļ ,	額	全	
田	H	田	田	E	E	H	迅	田	E	田	H	田			
本年													支払	19	
本年度までの累計	<u> </u>	弁	平	併	仲	中	年	年	平	年	平	年	4年	宋	
60	.,.	Э	川	垣	7	月	Я	Я	归	月	Д	Д	: 月	7	
累計		ш	ш	ш	ш	ш	Щ	Ш	ш	ш	Ш	ш	ш	11.11.	(平成
													Ш	業	~~
ш	ш	ш	ш		1111	ш	ш	Ш	ш	ш	ш	ш	数		
									1					諮	
		:											金		年度
迅	进	迅	迅	围	田	迅	田	田	围	田	田	迅	雒	车	<u> </u>
<del> </del>													<b>X</b> +	2	
本年度までの累計													拉	0	
# H	<u> </u>	年	甲	中	平	中	平	平	年	中	中	併	平	$\Rightarrow$	
東の		田	月	田	用	田	Ш	畑	正	田	Ш	田	月		
<u>att</u>		Ш	Ш	ш	ш	Ш	Ш	Ш	Ш	Ш	Ш	Ш	Ш	73 III.	
l													対	纖	
													支給に係る月		
													严	豁	
0 5													命		
田	B	田	B	迅	迅	田	田	田	田	圕	田	田	盤	拿	
													) H	<b>1</b> ∰	اسالا
				1										N <del>II</del>	(裏)

注

<sup>2 -</sup>該当する口に✔印を記入すること。 用紙の大きさは、日本工業規格A4横長とする。

1

(施行期日)

附則

- (経過措置) この規則は、公布の日から施行する。
- 協力援助者年金証書とみなす。 
  に関する規則(次項において「新規則」という。) 第九条の規定により交付されたされた協力援助者年金証書は、改正後の警察官の職務に協力援助した者の災害給付害給付に関する規則(次項において「旧規則」という。) 第九条の規定により交付2 この規則の施行の際この規則による改正前の警察官の職務に協力援助した者の災2

る。 第二十四号を除き、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができず、当分の間、なおこれを使用することができる。この場合においては、別記様式「出規則に規定する様式による書面については、新規則に規定する様式にかかわら

(毎週月・水・金曜日発行)	青森県	青森市長島一丁目一番一号	発行所・発行人
定価小口一枚二付十五円一銭	東奥印刷株式会社	青森市古川二丁目一七番五号	印刷所・販売人